

## 企画提案仕様書

### 1 業務名

令和6年度 札幌市官民連携窓口設立・運営支援業務

### 2 背景・目的

札幌市において、社会課題が複雑化・高度化し、行政だけで課題解決を図ることがますます困難な時代を迎える中、多様化する市民ニーズや社会課題に的確に対応していくことが必要である。このため、多様な主体との連携・協働の取組により、課題を解決し、新たな価値を創出していくこととしており、特に、従来の枠に捉われないアイデアやノウハウ等を持つ、民間事業者との連携・協働（官民連携）は今後より一層重要である。

更なる官民連携の推進に向けて、民間事業者と札幌市役所が互いの強みを活かして連携し、地域・行政課題の解決や地域の発展に資する取組を進めるためには、それぞれが持つアイデアや知見・技術、ネットワーク等の資源を適当な形で結びつけることが不可欠である。このことから、新たな仕組みとして、民間事業者からの提案を一元的に受け付け、民間事業者と札幌市役所の関係部署をつなぎ、コーディネート等を担う「札幌市官民連携窓口」（以下「官民連携窓口」という。）の開設を目指すところである。

本業務は、効果的かつ円滑な官民連携窓口の設置・運営にあたって、必要となる各種支援を行うものである。

なお、札幌市の官民連携の推進に関する詳細については、別紙2「官民連携の推進に関する方向性」を参照すること。

### 3 履行期間

契約締結日（令和6年5月予定）から令和7年（2025年）3月31日まで

### 4 事業規模

17,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

なお、当該金額は事業規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### 5 履行場所

札幌市（まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室及び各関係部局）との対面による打合せが頻繁に予想されることから、札幌市内で履行することが望ましい。

なお、対面による打合せは原則として札幌市役所本庁舎で行い、受託者の移動に要する費用は委託費に含むものとする。

### 6 業務内容

目的を達成するため、別紙1「委託業務概要」の内容を総合的に企画・運営すること。

なお、実施内容の詳細は企画提案の内容をもとに、委託者（札幌市）と受託者で協議し、調整すること。

## 7 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 8 その他特記事項

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

### (2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、仕様書（別紙1「委託業務概要」を含む）で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

### (3) 業務の進め方及び実施スケジュール

受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画を作成し、委託者の承認を得た上で、業務を遂行すること。業務遂行にあたっては、委託者と適時打ち合わせを行うこと。

### (4) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正または追加を行うこと。

### (5) 著作権等

- 受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、

著作人格権及びその他特許件、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

- 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するのとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (6) 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務において取り扱う個人情報に関して、別紙7「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

## 9 委託者担当部局

札幌市まちづくり政策局 政策企画部 公民・広域連携推進室（産学官連携担当）

松岡・渡邊・岡田

住所：〒060-0811 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎5階南）

電話：011-211-2281 メール：sangakukan@city.sapporo.jp